

茨城県報

第7313号

昭和60年1月17日

木曜日

目次

告示

	ページ
●原子爆弾被爆者一般疾病医療機関の指定(保健予防課)	1
●ニューカッスル病予防のための移入禁止区域等の指定(畜産課)	2
●新規土地改良事業の審査(3件)(農地管理課)	2
●土地改良法に基づく換地計画の審査(2件)(")	3
●換地計画の決定(")	4
●土地改良法に基づく更正換地処分(")	4
●道路の区域変更(3件)(道路維持課)	4
●道路の供用開始(2件)(")	6
●都市計画道路の変更(4件)(都市計画課)	7
●都市計画公園の変更(")	9
●都市計画事業の変更認可(2件)(下水道課)	9
●公有水面埋立て免許(港湾課)	10
●土地改良区役員の就任(土地改良事務所)	11

公告

●地籍調査の成果認証(農地計画課)	12
●土地立入測量(用地課)	12
●開発行為の工事完了(4件)(建築指導課)	13
●道路位置の指定(")	14

告示

茨城県告示第45号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和32年法律第41号)第14条の3第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので公示する。

昭和60年1月17日

茨城県知事 竹内藤男

(指 定)

名 称	所 在 地	指定年月日
田 中 内 科 医 院	水戸市千波町2267-2	59.12.17
永 島 医 院	真壁郡協和町三郷763-1	59.11.28

茨城県告示第46号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則（昭和27年茨城県規則第47号）第3条第1項の規定に基づき、ニューカッスル病予防のための移入禁止区域等について、次のとおり指定する。

昭和60年1月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 移入禁止区域 山梨県■富士市
- 2 家畜の種類及び物品
鶏及びニューカッスル病の病原体を広げるおそれのあるもの
- 3 移入禁止期間 告示の日から当分の間
- 4 そ の 他
車輛等に積載のまま通過するもの及び特別の理由により知事の許可を受けた場合はこの限りでない。

茨城県告示第47号

弓馬田土地改良区から昭和59年11月5日付けで認可申請のあつた馬立地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年1月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
弓馬田土地改良区定款の写し
馬立地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和60年1月21日から昭和60年2月9日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 岩井市役所

茨城県告示第48号

岩崎江堰土地改良区から昭和59年11月28日付けで認可申請のあつた瓜連地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年1月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
岩崎江堰土地改良区定款の写し
瓜連地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和60年1月21日から昭和60年2月9日まで
- 3 縦覧の場所 瓜連町役場

茨城県告示第49号

猿島郡五霞村大字小手指1199番地松本寛一ほか38名から昭和59年12月3日付けで認可申請のあつた堀之内地区土地改良事業（共同施行）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年1月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
堀之内地区水田基盤整備土地改良事業共同施行規約の写し
堀之内地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和60年1月21日から昭和60年2月9日まで
- 3 縦覧の場所 五霞村役場

茨城県告示第50号

昭和59年10月24日付けで認可申請のあつた秋山島名地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年1月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和60年1月24日から昭和60年2月13日まで
- 3 縦覧の場所 高萩市役所

茨城県告示第51号

昭和59年11月1日付けで認可申請のあつた関本地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年1月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和60年1月24日から昭和60年2月13日まで
- 3 縦覧の場所 北茨城市役所

茨城県告示第52号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営土地改良事業河内地区第五工区に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年1月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和60年1月18日から昭和60年2月7日まで
- 3 縦覧の場所 河内村役場

茨城県告示第53号

昭和59年12月4日付け農管指令第466号をもつて認可した福岡第一地区の更正換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和60年1月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第54号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和60年1月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和60年1月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石岡常北線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要	
石岡市行里川13210—1番から	旧	最大 ^{メートル} 34.70	735.00 ^{メートル}		
		最小 6.20			
石岡市行里川484—1番まで	新	最大 34.70	735.00		道路改良工事による 区域変更
		最小 6.20			
		最大 36.20	754.00		
		最小 14.00			

茨城県告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和60年1月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和60年1月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦大洋線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要	
鹿島郡大洋村大字大蔵 字池上山117—5番から	旧	最大 ^{メートル} 10.00	840.00 ^{メートル}		
		最小 5.50			
同郡 同村 同大字 字唯砂1488—3番まで	新	最大 26.40	840.00		道路改良工事による 区域変更
		最小 13.10			

茨城県告示第56号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和60年1月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和60年1月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 藤代板戸井岩井線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北相馬郡守谷町大字板戸井 字滝山1851-2番地先から	旧	メートル 最大 8.50	メートル 1,179.00	
		最小 5.10		
同郡 同町 同大字 字前畑1545番地先まで	新	最大 8.50 最小 5.10	1,179.00	道路改良工事による 区域変更
		最大 27.70 最小 11.90	1,133.00	

茨城県告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和60年1月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和60年1月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道土浦大洋線
- 2 供用開始の区間
鹿島郡大洋村大字大蔵字池上山117-5番から
同郡 同村 同大字 字唯砂1488-3番まで
- 3 供用開始の期日 昭和60年1月17日

茨城県告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和60年1月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和60年1月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道土浦大穂線
- 2 供用開始の区間
土浦市大字粕毛101-1番地先から
同市 同大字 46-1番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和60年1月17日

茨城県告示第59号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により日立都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和60年1月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の変更に係る土地の区域

3.3.12 下土木内石名坂線

日立市下土木内町字上河原地内及び地先

〃 〃 字桜井ノ内, 字久保, 字土木内, 字能場の各地内

〃 神田町字西久保, 字谷地, 字能場の各地内

東海村石神外宿字上河原地内

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第60号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により水戸・勝田都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和60年1月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の変更に係る土地の区域

3.3.78 笠松石神外宿線

東海村大字石神外宿地藏堂, 字木ノ下, 字東上宿, 字西上宿, 字東中宿, 字西中宿, 字西下宿, 字東下宿及び字上ノ宮地内並びに大字石神外宿字上河原地先

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第61号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により石岡都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和60年1月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の変更に係る土地の区域

3.3.17号 駅前東ノ辻線

石岡市大字石岡字白久台, 字山王, 字大橋道西, 字出し山

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第62号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により下館・結城都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和60年1月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の変更に係る土地の区域

3・3・12 谷部・辻線

下館市大字谷部字堀中の一部大字中館字狭間下, 字上根田, 字本田, 字中田, 字八反田, 字直橋, 字下根田の各一部

〃 大字野殿字野殿, 字本殿屋敷の各一部

〃 大字下野殿字葭添, 字下野殿の各一部

〃 大字嘉家佐和字嘉家佐和, 字小釜, 字中瀬, 字南戸, 字天ヶ島の各一部

関城町大字井上字上町田, 字下町田, 字高田の各一部

〃 大字辻字川窪西, 字平川島, 字塚田, 字新道の各一部

3・4・6 下館駅南線

下館市大字西榎生字浅間の一部

〃 大字野殿字野殿, 字道下, 字根田の各一部

3・4・49 玉戸・鎌田線

下館市大字玉戸字東田, 字小明部, 字北明部, 字根ノ下, 字古屋敷, 字北新田の各一部

〃 大字飯島字玉戸道東, 字下寺崎の各一部

〃 大字西方字盛川, 字前定, 字浜田, 字吉田の各一部

〃 大字一本松字谷原, 字元田, 字一本松, 字吉田, 字八幡台の各一部

〃 大字二木成字鎌田の一部

3・4・50 谷部・小川線

下館市大字谷部字堀中, 字北の各一部

〃 大字石塔字前田, 字西裏, 字石塔の各一部

〃 大字子思儀字子思儀の一部

〃 大字小埜字北の一部

〃 大字森添島字東宿, 字南宿, 字前屋敷, 字下原, 字井沼の各一部

〃 大字西山田字街道南, 字南田の各一部

〃 大字大谷字清太郎, 字堀込の各一部

〃 大字下江連字東田, 字谷路毛, 字東浦, 字屋敷, 字前原, 字新田, 字南原の各一部

〃 大字小川字五所館, 字五所館前, 字大堀西, 字柿木, 字混気, 字中道, 字権現, 字奥

平浦，字本田，字弘化山，字前原の各一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第63号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により水海道都市計画公園を変更したので，同法第20条第1項の規定により告示し，同条第2項の規定により，当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和60年1月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の変更に係る土地の区域

谷和原村大字小網字大谷津，字西下宿の各一部

〃 大字筒戸字諏訪の一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第64号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので，同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定より，次のように告示する。

昭和60年1月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 施行者の名称 筑波町

2 都市計画事業の種類及び名称

研究学園都市計画下水道事業筑波町公共下水道

3 事業施行期間 昭和55年2月21日から昭和65年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和58年8月8日付け茨城県告示第1143号の事業地より筑波町大字大形字古川の一部を削除し，筑波町大字小田字小田橋の一部を加える。

(2) 使用の部分

昭和58年8月8日付け茨城県告示第1143号の事業地より，筑波町大字大形字信縄，字小田道字柳山，字古川の一部を削除し，筑波町大字小田字信縄，字中道，字小田橋の各一部を加える。

茨城県告示第65号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので，同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により，次のように告示する。

昭和60年1月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 大穂町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
研究学園都市計画下水道事業大穂町公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和52年6月30日から昭和63年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
大穂町大字玉取間の田の一部
大穂町大字大曾根字滝の下の一部
 - (2) 使用の部分
大穂町大字大曾根字荒町, 字上仲町, 字薬師町, 字中城, 字中宿町, 字池の台, 字下町, 字滝西, 字滝町及び字原町の全部並びに字松原, 字吾妻, 字稲荷, 字滝ノ下, 字鹿島, 字宮ノ下, 字道陸神及び字根本の各一部, 大字玉取字四ツ塚, 字間の田, 字大明神, 字妙見寺, 字大日脇, 字八坂前及び字矢崎の各一部
桜村大字栗原字松見原の一部

~~~~~

**茨城県告示第66号**

昭和59年8月9日付けで出願のあつた公有水面埋立てについて公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により次のとおり免許した。

昭和60年1月17日

鹿島港港湾管理者の長  
茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 免許を受けた者の住所及び氏名  
茨城県水戸市三の丸一丁目5番38号  
茨 城 県  
茨城県知事 竹 内 藤 男
- 2 埋立区域
  - (1) 位 置 茨城県鹿島郡鹿島町字平地先公有水面
  - (2) 区 域 次の①の地点から④の地点までを順次直線で結んだ線及び④の地点と①の地点を結ぶ線によつて囲まれた区域
    - ①の地点 国土地理院弁天山三角点(北緯35度52分53.452秒, 東経140度42分14.536秒)から347度00分21.20秒, 9,495.96mの地点
    - ②の地点 ①の地点から224度28分 30.0mの地点
    - ③の地点 ②の地点から334度28分 80.0mの地点
    - ④の地点 ③の地点から64度28分 30.0mの地点
  - (3) 面 積 2,380平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位 置 茨城県鹿島郡鹿島町字平井地先公有水面
- (2) 区 域 次の①の地点から㊦の地点までを順次に直線で結んだ線及び㊦の地点と①の地点を結ぶ線によつて囲まれた区域
- ①の地点 国土地理院弁天山三角点（北緯35度52分53.452秒，東経140度42分14.536秒）から349度23分6.63秒，9,468.62mの地点
- ㊦の地点 ①の地点から224度28分 442.0mの地点
- ㊧の地点 ㊦の地点から334度28分 257.0mの地点
- ㊨の地点 ㊧の地点から64度28分 442.0mの地点
- (3) 面 積 113,442平方メートル
- 4 埋立地の用途 漁港施設用地
- 5 免許の年月日 昭和59年12月22日

茨城県告示第67号

那珂郡山方町 660 番地に事務所を置く長田土地改良区から、次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和60年1月17日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 黒 川 富 雄

就 任

| 住 所             | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|-----------------|-----|---------|-----|
| 那珂郡山方町大字長田1485  | 理 事 | 坪 弘 文   |     |
| " " " 1195      | "   | 佐 藤 宗   |     |
| " 大宮町大字照田1299—2 | "   | 横 山 三 郎 |     |
| " 山方町大字長田940    | "   | 佐 藤 甲子男 |     |
| " " " 435       | "   | 柏 守     |     |
| " " " 41        | "   | 海老根 修   |     |
| " " " 45        | "   | 海老根 弘   |     |
| " " 大字照田756     | "   | 桐 原 一 光 |     |
| " " " 314       | "   | 菊 池 英   |     |
| " " " 1829      | "   | 菊 池 信 雄 |     |
| " 大宮町大字照田1294   | "   | 横 山 宗 一 |     |
| " " " 973       | "   | 田 口 三喜男 |     |
| " " 大字東野4912    | "   | 山 崎 豊   |     |
| " 山方町大字長沢1048   | "   | 小 口 正 雄 |     |

|   |   |           |    |      |
|---|---|-----------|----|------|
| 〃 | 〃 | 大字長田1142  | 〃  | 金子嘉明 |
| 〃 | 〃 | 大字照田602—2 | 監事 | 菊池盛一 |
| 〃 | 〃 | 大字長田2039  | 〃  | 坪義夫  |

## 公 告

### ●地籍調査の成果認証

北相馬郡利根町，久慈郡金砂郷村，結城郡千代川村，東茨城郡常北町における地籍調査の成果は，国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

昭和60年 1 月 17 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

|            |                                                                                                                                                                                                                    |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査を行った者の名称 | 北相馬郡利根町，久慈郡金砂郷村，結城郡千代川村，東茨城郡常北町                                                                                                                                                                                    |
| 調査を行った期間   | 北相馬郡利根町大字下曾根の全部及び大字下井，大字早尾，大字横須賀，大字松木の各一部<br>昭和57年10月4日から昭和57年12月25日まで<br>久慈郡金砂郷村大字赤土の一部<br>昭和58年9月5日から昭和58年10月31日まで<br>結城郡千代川村大字村岡の一部<br>昭和58年10月11日から昭和58年12月22日まで<br>東茨城郡常北町大字小坂の一部<br>昭和56年10月5日から昭和57年2月25日まで |
| 認証年月日      | 昭和60年 1 月 10 日                                                                                                                                                                                                     |

### ●土地立入測量

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので，同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和60年 1 月 17 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 一般国道294号道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
北相馬郡守谷町大字小山字前原，字水垂及び字長作地内

- ” ” 大字乙子字裏門, 字下宿及び字神立地内  
” ” 大字守谷字向原, 字宿畑, 字上裏, 字土塔, 字土塔前, 字天ノ窪, 字篠根入,  
字柿ノ沢, 字籠山前, 字愛宕裏, 字足軽町, 字新屋敷及び字小山下地内  
取手市大字戸頭字神明, 字榎戸及び字永山地内  
” 戸頭二丁目, 戸頭四丁目, 戸頭五丁目, 戸頭六丁目及び戸頭九丁目地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和60年1月18日から昭和60年3月31日まで

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について, 次の区域の工事が完了したので, 同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和60年1月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
那珂郡東海村村松字下の内1220の539, 1220の430, 1220の530の一部, 1220の538の一部
- 2 事業主の住所及び氏名  
東海村舟石川828-8  
川 崎 義

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
新治郡千代田村大字下稲吉字角米西2292番3, 同番7, 同番8
- 2 事業主の住所及び氏名  
土浦市大字中1327番2  
茨城キセキ販売株式会社  
代表取締役 荒 木 敏 雄

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
取手市米ノ井字後原40番1, 43番3, 43番4, 43番5
- 2 事業主の住所及び氏名  
水戸市千波町1945-12  
株式会社マツダオート茨城  
代表取締役 竹 内 伸 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡総和町大字上辺見字鹿養大道中1235—1, 1235—19, 1235—20

## 2 事業主の住所及び氏名

猿島郡総和町大字上辺見1227

大裕不動産株式会社

代表取締役 印 出 み よ

## ●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和60年1月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 指定番号            | 指 定<br>年 月 日 | 申 請 者                           |                          | 道 路 の 位 置                                                                              | 道路幅員及び延長     |               |
|-----------------|--------------|---------------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|--------------|---------------|
|                 |              | 氏 名                             | 住 所                      |                                                                                        | 幅 員          | 延 長           |
| 水土木指令<br>第1399号 | 59.12.24     | 瀬谷千代子                           | 那珂郡那珂町杉<br>233           | 那珂郡那珂町菅谷字杉<br>原5448—5, —11, —<br>12, —13                                               | メートル<br>4.00 | メートル<br>61.24 |
| "<br>第6号        | 60.1.8       | 高野 弘                            | 勝田市堀口122                 | 勝田市大字堀口字向坪<br>629の5                                                                    | 4.00         | 35.00         |
| 潮土木指令<br>第517号  | 59.12.19     | 関根 好文                           | 鹿島郡鹿島町大<br>字平井1128—76    | 鹿島郡鹿島町大字平井<br>字押堀290—64                                                                | 4.00         | 23.50         |
| 竜土木指令<br>第1117号 | 59.12.21     | 谷沢 正夫                           | 東京都北区東十<br>条4丁目7番9<br>号  | 取手市東6丁目155—<br>3, 155—4, 156—3,<br>156—4                                               | 4.20         | 27.00         |
| "<br>第1131号     | 59.12.27     | 栗島 道男                           | 稲敷郡阿見町荒<br>川沖1519        | 稲敷郡阿見町荒川沖字<br>鶯野1516—12, 1516—<br>14, 1516—11, 1517—<br>6, 1516—15, 1516—<br>7, 1517—5 | 4.20         | 74.50         |
| 浦土木指令<br>第1574号 | 59.12.5      | 旭ホームズ<br>(株)<br>代表取締役<br>和田 勝彦  | 東京都新宿区西<br>新宿3—1—4       | 筑波郡大穂町花畑3丁<br>目15—34, —35                                                              | 4.00         | 17.24         |
| "<br>第1575号     | "            | "                               | "                        | " " " 1丁<br>目14—13, —14                                                                | 4.00         | 19.99         |
| 下土木指令<br>第741号  | 59.12.27     | 西村産業有<br>限会社<br>代表取締役<br>西村 丈夫  | 下館市一本松<br>1570           | 下妻市大字下木戸字土<br>手山17—7, 16—7                                                             | 4.00         | 25.00         |
| "<br>第744号      | "            | 株式会社<br>伊勢基本社<br>代表取締役<br>綿引 昭好 | 水戸市泉町2丁<br>目3番2号         | 結城市大字結城字湿辺<br>7569—3, 7580—11,<br>7580—12, 7580—14                                     | 6.00         | 94.40         |
| 境土木指令<br>第613号  | "            | (株)<br>総和開発<br>(代)<br>関 利行      | 猿島郡総和町大<br>字下大野<br>727—2 | 猿島郡総和町大字駒羽<br>根字清水久保57—10                                                              | 4.00         | 34.38         |

|         |   |                       |                      |                           |      |       |
|---------|---|-----------------------|----------------------|---------------------------|------|-------|
| " 第615号 | " | (有) 山崎住宅<br>(代) 山崎 信夫 | " 三和町大<br>字尾崎3065-13 | " 三和町大字尾崎<br>字房山3114-1の一部 | 4.00 | 31.85 |
|---------|---|-----------------------|----------------------|---------------------------|------|-------|

★ 県政の総覧 …… 県民の六法 ★

# 茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所